

未成年の子のいる方へ

1 夫婦が離れて暮らす場合の子の監護について

夫婦が別居や離婚によって離れて暮らすことになったときには、子をどちらが監護するか、子と離れて暮らすことになった親と子の面会交流をどうするか、子の監護費用の分担をどうするかなどについて、調停で話し合うことができます。家庭裁判所は、これらのことについて調停をする際には、子の利益を最も優先した解決が図られるように調停を進めます。

2 面会交流とは

夫婦が離れて暮らすことになってからも、子と離れて暮らしている親と子が定期的、継続的に交流を保つことを面会交流と言います。

面会交流がうまく行われていると、子は、どちらの親からも愛されているという安心感を得ることができると言われています。それは、夫婦はたとえ別居や離婚をしても、子にとってはともにかげがえのない存在であり、一緒に暮らしていない親との面会交流を行うことが子の健やかな成長や幸せにつながると考えられるからです。

逆に、父母双方が互いに悪口を言い合ったり、非難し合ったりして面会交流がうまく行われない場合には、子どもの気持ちが落ち込んだり、体調を崩したり、精神的につらい思いをしたりします。調停においては、親同士のこととは一旦、脇において、子どもの健やかな成長を願う親として尊重、協力し合い、子の利益や福祉にかなう親子の交流ができるようしっかりと話し合っていたいただきたいと思います。

3 監護費用の分担とは

監護費用は一般には養育費と言われているもので、子と離れて暮らしている親も監護費用を分担することになります。

調停においては、父母双方の生活や収入の状況等に応じて、監護費用の分担額について話し合うことになります。